

○扶桑町基準型訪問介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

平成29年 2月28日要領第1号

改正

令和3年3月29日要領第2号

令和3年3月29日要領第8号

扶桑町基準型訪問介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基準型訪問介護サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第41条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条—第44条）

第3章 雑則（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号イの規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護にかかる事業者によって実施されるサービス（以下「基準型訪問介護サービス」という。）にかかる人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 基準型訪問介護サービス指定事業者 町が指定した基準型訪問介護サービスを提供する事業者をいう。

- (2) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 基準型訪問介護サービス基準額 利用料の算定について、別に定める基準型訪問介護サービス基準の例により算定した費用額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (5) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (6) 要支援認定等 省令第140条の62の4各号のいずれかの規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (8) 常勤 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。

（一般原則）

- 第3条** 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
 - 3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - 4 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

- 5 基準型訪問介護サービス指定事業者は、法人であるものとし、扶桑町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱（平成29年扶桑町要綱第2号。以下「指定要綱」という。）第2条第1項及び第4条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。
- (1) 当該申請に係る法人の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 申請者（当該申請に係る法人の役員等を含む。次号から第5号まで及び第9号において同じ。）が、法又は介護保険法施行令（平成10年政令412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者
 - (5) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
 - (6) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない者。

ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定要綱第5条の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者
- (8) 前号に規定する期間内に指定要綱第5条の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、当該申請に係る法人の役員等が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (10) 法人の役員等が、扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）となっている者
- (11) 法人の役員等が、扶桑町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

第2章 基準型訪問介護サービス

第1節 基本方針

第4条 基準型訪問介護サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、法第115条の45第1項1号に規定する居宅要支援被保険者等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第5条** 基準型訪問介護サービス指定事業者が基準型訪問介護サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準型訪問介護サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（基準型訪問介護サービス指定事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、基準型訪問介護サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における基準型訪問介護サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら基準型訪問介護サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する基準型訪問介護サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

- 6 基準型訪問介護サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準型訪問介護サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、その事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、基準型訪問介護サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準型訪問介護サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の基準型訪問介護サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技

術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、基準型訪問介護サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 基準型訪問介護サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の利用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 基準型訪問介護サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、基準型訪問介護サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、基準型訪問介護サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 基準型訪問介護サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち基準型訪問介護サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た基準型訪問介護サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、

第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、正当な理由なく基準型訪問介護サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に基準型訪問介護サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な基準型訪問介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の基準型訪問介護サービス等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者から基準型訪問介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、基準型訪問介護サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第140条の62の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第16条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った基準型訪問介護サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

第17条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者

への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスを提供した際には、当該基準型訪問介護サービスの提供日及び内容、当該基準型訪問介護サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスを提供した際には、提供した具体的な基準型訪問介護サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する基準型訪問介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該基準型訪問介護サービスに係る基準型訪問介護サービス費用基準額から当該基準型訪問介護サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準型訪問介護サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、基準型訪問介護サービスに係る基準型訪問介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において基準型訪問介護サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 基準型訪問介護サービス指定事業者は、前項の費用の額に係る基準型訪問介護サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該基準型訪問介護サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の

同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第21条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準型訪問介護サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した基準型訪問介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する基準型訪問介護サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する町への通知)

第23条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに基準型訪問介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって基準型訪問介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に基準型訪問介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの要領の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 基準型訪問介護サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化や基準型訪問介護サービスに関する意向を定期的

に把握すること。

- (3) 地域包括支援センター等に対し、基準型訪問介護サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供をすること。
- (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他基準型訪問介護サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準型訪問介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者に対し適切な基準型訪問介護サービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体

制を定めておかなければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって基準型訪問介護サービスを提供しなければならない。
- 3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 基準型訪問介護サービス指定事業者は、適切な基準型訪問介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する基準型訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第39条において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第31条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の基準型訪問介護サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第32条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、ケアプランの作成又は変更の際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による基準型訪問介護サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、提供した基準型訪問介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、提供した基準型訪問介護サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 基準型訪問介護サービス指定事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

5 基準型訪問介護サービス指定事業者は、提供した基準型訪問介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 基準型訪問介護サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第37条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した基準型訪問介護サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して基準型訪問介護サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても基準型訪問介護サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者に対する基準型訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者に対する基準型訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、基準型訪問介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 基準型訪問介護サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者に対する基準型訪問介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5

年間保存しなければならない。

- (1) 第43条第1項第2号の基準型訪問介護サービス計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的な基準型訪問介護サービスの
内容等の記録
- (3) 第23条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置につ
いての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(基準型訪問介護サービスの基本取扱方針)

第42条 基準型訪問介護サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 基準型訪問介護サービス指定事業者は、自らその提供する基準型訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して基準型訪問介護サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 基準型訪問介護サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による基準型訪問介護サービスの提供に努めなければならない。
- 5 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(基準型訪問介護サービスの具体的取扱方針)

第43条 訪問介護員等の行う基準型訪問介護サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 基準型訪問介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、基準型訪問介護サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な基準型訪問介護サービスの内容、基準型訪問介護サービスの提供を行う期間等を記載した基準型訪問介護サービス計画を作成するものとする。
- (3) 基準型訪問介護サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、基準型訪問介護サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、基準型訪問介護サービス計画を作成した際には、当該基準型訪問介護サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 基準型訪問介護サービスの提供に当たっては、基準型訪問介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 基準型訪問介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、基準型訪問介護サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 基準型訪問介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって基準型訪問介護サービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、基準型訪問介護サービス計画に基づく基準型訪問介護サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該基準型訪問介護サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する基準型訪問介護サービスの提供状況等について、当該基準型訪問介護サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該基準型訪問介護サービス計画に記載した基準型訪問介護サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該基準型訪問介護サービス計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該基準型訪問介護サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書

作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて基準型訪問介護サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する基準型訪問介護サービス計画の変更について準用する。

(基準型訪問介護サービスの提供に当たっての留意点)

第44条 基準型訪問介護サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 基準型訪問介護サービス指定事業者は、基準型訪問介護サービスの提供に当たり、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）におけるアセスメントにおいて把握された課題、基準型訪問介護サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な基準型訪問介護サービスの提供に努めること。

(2) 基準型訪問介護サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第45条 基準型訪問介護サービス指定事業者及び基準型訪問介護サービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 基準型訪問介護サービス指定事業者又は基準型訪問介護サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認

識することができない方法をいう。) によることができる。

(委任)

第46条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日要領第2号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日要領第8号)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の第3条、第28条から第30条まで及び第39条中「講じなければならない。」とあるのは、令和6年3月31日までの間は、「講じるよう努めなければならない。」とする。